

東浦町水道料金の軽減取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町水道事業給水条例（平成10年東浦町条例第10号）第35条に基づき、水道料金の軽減に関する取扱いについて定めるものとする。

(軽減の対象)

第2条 この要領による軽減の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、給水装置工事竣工後1年以内又は工事不良による漏水事故については、使用者及び工事人の責において処理し、軽減の対象としない。

- (1) 地下埋設部分の漏水で、外部より発見ができないもの
- (2) 量水器記録水量が前年同期又は前3期の平均の2倍以上のもの
- (3) 発見後直ちに修理改善したもの
- (4) 町（検針人を含む。）の漏水調査の指示を放置していないもの

(軽減する額)

第3条 軽減する額は、軽減を受けようとする2月間の使用水量と当該2月間の前2月間における使用水量又は軽減を受けようとする2月間の前年の使用水量のいずれか大きい方との差の2分の1に相当する料金の額とする。ただし、水道料金の軽減を受けた者は、軽減を受けた日から1年間は水道料金の軽減を受けることができない。

(軽減の申請手続)

第4条 軽減を受けようとする者は、水道料金軽減申請書（様式第1）及び修理工事施工証明書（様式第2）を水道事業管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を審査した結果、水道料金を軽減するときは、水道料金軽減通知書（様式第3）により、軽減しないときはその理由を記載した書面（様式第4）によりその旨を申請者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 水道料金減免取扱要領（昭和53年8月1日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

水道料金軽減申請書

年 月 日

東浦町水道事業 東浦町長

住所

氏名

下記理由により、水道料金の軽減を申請します。

記

給水装置場所	東浦町大字 字
使用者氏名	
お客様番号	— — —
軽減を受けたい理由	

* 次のようなことを含め記入すること。

①日頃の管理状況 ②漏水発見日から修理日に至る状況

③今後の心構え

(添付書類) 修理工事施工証明書・修理個所の写真

様式第2（第4条関係）

修 理 工 事 施 工 証 明 書

給水装置場所	東浦町大字 字
使用者氏名	
お客様番号 及び口径	— — — 口径 mm
修理箇所 平面略図 内 容	
施工者氏名	
受付年月日又は 着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

上記のとおり施工しましたので証明します。

年 月 日

東浦町水道事業 東浦町長

指定工事業者名

事業者証番号 第 号

電話番号

様式第3 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

東浦町水道事業
東浦町長

水道料金軽減通知書

年 月 日付けで申請のありましたことについては、下記の条件を付し軽減します。

記

1 軽減の条件

今後は、維持管理に十分留意すること。

2 軽減する水量及び額

給水装置場所					
お客様番号					
対象調定月	年 月 調定分				
算出基礎	今回使用水量 m^3 - 認定使用水量 $m^3 = m^3$ $m^3 \times$ 控除率 $0.5 =$ 軽減水量 m^3				
区分	使用水量(m^3)	基本料金(円)	水量料金(円)	消費税(円)	合計(円)
軽減前調定額					
軽減額					
決定額					
軽減等の方法					

